

食事療養費の自己負担額の改定について

食材費高騰の影響により、厚生労働省から入院中の食事療養費に関する改定がありました。これに伴い、**2026年6月より**患者さんのご負担額が下記の通り変更となりますのでお知らせいたします。

入院時食事療養費 改定内容

■ 70歳未満の方

所得区分	現行	改定後
ア～エ (課税所得者)	1食あたり (改定前) 510円	⇒ (改定後) 550円
オ (住民税非課税)	1食あたり (改定前) 240円	⇒ (改定後) 270円

■ 70歳以上の方

所得区分	現行	改定後
ア～エ (課税所得者)	1食あたり (改定前) 510円	⇒ (改定後) 550円
低所得者Ⅱ	1食あたり (改定前) 240円	⇒ (改定後) 270円
低所得者Ⅰ	1食あたり (改定前) 110円	⇒ (改定後) 130円

《施行日》 **2026年6月1日(月)**より適用されます

ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター病院長